

定 款

一般財団法人 日本軸受検査協会

一般財団法人日本軸受検査協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本軸受検査協会（英文名 JAPAN BEARING INSPECTION INSTITUTE。略称「JBI」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市に置き、従たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

2 この法人は理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、軸受（主に転がり軸受）及びその他の精密機械部品の検査及び調整業務を通して、軸受及び精密機械部品の品質確保並びに軸受の品質や規格に関する調査研究及び技術指導という面から、産業界の発展に寄与するとともに、計量器の検査校正業務を通して、あらゆる産業の品質向上の源流を支え、計量器（主に長さ及び硬さに関するものをいう。以下同じ）の計測技術に関する調査研究及び技術指導という面から、産業界および学术界の発展に寄与する。さらに、これらの事業で培った技術や知識を公的機関への協力に生かし、広く社会へ貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 軸受及びその関連部品の検査及び調整事業
- (2) 軸受間座の製造・販売事業
- (3) その他収益に結びつく軸受及び精密部品に関する事業
- (4) 計量器の検査・校正事業
- (5) 計量器の計測技術に関する調査研究及び軸受の品質及び規格に関する調査研究など公益目的を達成するための協力事業
- (6) 不動産賃貸業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業はいずれも日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理・運用)

第6条 この法人の基本財産以外の財産の管理・運用方法は、理事会の決議により別に定める資産管理の規定によるものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認をえなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員を3名以上6名以内置く。

(評議員の選任及び解任等)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員の配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期

の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し支給基準は、評議員会の議決により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任または解任
- (2) 理事及び監事の報酬などの額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、都度開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合は、代表理事は開催日の1週間前まで評議員に対して、会議の日時、場所、目的などを記載した書面もしくは、評議員の承諾を得て、電磁的方法により、通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選とする。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わねばならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうち議長の指名により定める2名の計3名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上4名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任される。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は代表理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

- 4 代表理事が途中辞任又は事故等により職務の遂行が不可能となった場合は、理事会を開催し代表理事を選定しなければならない。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期が満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後に退任したあとにおいても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額については、評議員会が別に定める役員規程による。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。その支給基準は評議員会が別に定める役員規程による。

(顧問)

第28条 この法人に顧問2名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうち、理事会において任期を定めたいうで選任する。
- 3 顧問は、理事の諮問に応え、意見を述べることができる。
- 4 顧問には、理事会又は評議員会が別途定める規定に従って報酬を支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 各理事が必要と認めたとき。

(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第101条第2項及び第3項に基づき、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集をしたとき。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるとき、業務執行理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事または監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配)

第40条 この法人は剰余金の分配はできない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、竹内正道とする。
- 4 最初の評議員は、旧主務官庁（経済産業大臣）の認可を得て、評議員選定委員会にて選任した。この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

山本 隆司
高辻 利之
清水 明彦

別表 基本財産（第5条関連）

財産種別	場所・物量等
定期預金	10,000,000円 (みずほ銀行 新橋中央支店)

(附記)

- 1 第4条へ事業として不動産賃貸業を設けた。(平成29年6月19日)
経営強化策として不動産賃貸業を可能とするためのものである。
- 2 第2条(事務所)の主たる事務所を東京品川区より大阪府堺市とし、東京事務所は閉鎖することとした。(平成30年6月8日)

以上

以上は当法人の定款に相違ありません。

平成 30 年 6 月 8 日

一般財団法人 日本軸受検査協会

代表理事 竹内 正道